

令和5年度

# 業務のあらまし

(令和4年度事業実績)

山梨県中央児童相談所

山梨県都留児童相談所

# ○こども基本法

(令和四年六月二十二日)

(法律第七十七号)

## (基本理念)

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## はじめに

日頃より、関係機関の皆様におかれましては、児童相談所の業務推進につきまして、深い御理解と多大なる御支援をいただき、心から感謝申し上げます。

本年4月から、新たに「こども家庭庁」が創設されるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための、包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目的としています。

児童相談所におけるこどもや家族への相談援助活動の実施に当たっては、常にこどもの権利が保障されているかを確認しながら遂行されることが求められおり、児童相談所は、こどもの権利擁護の最後の砦であることを意識し、こどもの権利擁護のためにその権限を適切に遅滞なく行使する責任が課せられております。

また、こどもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が重要であり、生活支援等においては、子どもや家庭にとって最も身近な市町村や学校、その他、子どもを取り巻く関係機関との連携した支援が不可欠です。

こども基本法にも謳われておりますように、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指し、今後とも、関係機関の皆様方の御支援をお願い申し上げます。

この冊子は、令和4年度の県内2カ所の児童相談所における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和5年10月

山梨県中央児童相談所長 渡辺 尚 実

山梨県都留児童相談所長 市川 陽 子

# も く じ

児童相談所の沿革	1
第1 児童相談所のあらまし	2
1 児童相談所の基本的機能及び任務	2
2 児童相談の種別	2
3 組織及び事務分掌	2
(1) 組織	2
(2) 主な業務	6
4 相談援助活動の体系・展開	8
5 管轄区域内の状況	10
6 建物の状況	12
(1) 建物の規模	12
(2) 建物の平面図	12
第2 児童相談所業務のあらまし	14
1 総務経理関係業務	14
2 相談支援部門関係業務	14
3 児童虐待対応関係業務	17
4 処遇指導部門関係業務	25
5 診断育成部門関係業務	34
6 一時保護部門関係業務	40

## 児童相談所の沿革

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第12条の規定に基づき、設置されています。

児童相談所の沿革は次のとおりです。

昭和	23.	1.	1	児童福祉法の施行に伴い民生部厚生課内に山梨県児童相談所を開設する。
〃	23.	3.	26	甲府市伊勢町養護施設山梨立正光生園内に一時保護所を開設する。
〃	23.	11.	12	甲府市百石町（現丸の内三丁目）に児童一時保護所を新築、移転する。
〃	24.	11.	5	甲府市錦町（現中央一丁目）県立医学研究所内に児童相談所を移転する。
〃	27.	7.	15	甲府市百石町（現丸の内二丁目）に児童相談所を新築する。
〃	29.	5.	10	児童福祉法施行規則第2条の規定に基づき山梨県児童相談所が山梨県中央児童相談所に指定される。（山梨県告示200号）
〃	33.	7.	1	山梨県行政組織規則の一部改正により、庶務、相談、保護の3係を設置する。
〃	42.	4.	1	甲府市宝一丁目に中央児童相談所を新築、移転する。
〃	43.	4.	1	地方交付税の基準財政需要額算定基準によるB級児童相談所として認定され、従来の係制を廃止し、新たに庶務課、相談課、措置課を設置する。
〃	44.	4.	1	判定課を設置する。
〃	45.	4.	1	都留市上谷南合同庁舎内に、中央児童相談所都留支所を開設する。中央児童相談所庶務課を廃止し、庶務係を設置する。
〃	48.	4.	1	中央児童相談所措置課の分掌業務であった一時保護部門が独立し、一時保護課を新設する。都留市南都留合同庁舎に、中央児童相談所都留支所が移転する。
〃	48.	8.	1	中央児童相談所都留支所が廃止され、山梨県都留児童相談所を開設する。
〃	49.	4.	1	地方交付税の基準財政需要額算定基準によるA級児童相談所に、中央児童相談所が認定される。
平成	9.	3.	18	中央児童相談所が甲府市北新一丁目2-12に新築、移転する。（山梨県福祉プラザ2階）
〃	9.	4.	1	県の組織再編に伴い、課名を変更する。中央児童相談所については、相談課は相談支援課、措置課は処遇指導課、判定課は診断育成課となる。都留児童相談所については、相談・措置担当は相談・処遇担当、判定担当は診断育成担当となる。
〃	17.	4.	1	中央児童相談所相談支援課の分掌業務であった児童虐待の初期対応及び支援部門が独立し、児童虐待対応スタッフを新設する。
〃	18.	4.	1	都留児童相談所が都留市田原三丁目5-24に新築・移転する。併せて、一時保護所を設置し、総務スタッフ、相談課及び一時保護課を組織編成する。
〃	18.	4.	10	中央児童相談所、都留児童相談所内に子どもメンタルクリニックを開設する。
	23.	3.	31	子どもメンタルクリニックは、平成23年3月31日で中央児童相談所における業務を終了し、平成23年4月1日から新設の山梨県立こころの発達総合支援センターに引き継がれる。これに伴って、都留児童相談所内の子どもメンタルクリニックは、山梨県立こころの発達総合支援センター都留クリニックに引き継がれる。
令和	2.	3.	23	子どもの心のケアに係る総合拠点として山梨県子どものこころサポートプラザが開設。これに伴い、中央児童相談所が甲府市住吉2-1-17（現在地）に新設・移転する。
〃	2.	4.	1	県の組織再編に伴い、課名を変更する。中央児童相談所の総務経理スタッフが総務課に、児童虐待対応スタッフが児童虐待対応課に変更となる。
〃	3.	4.	1	県の組織再編に伴い、課名を変更する。中央児童相談所の相談支援課について、相談支援第一課と相談支援第二課の二課体制に変更となる。

# 第1 児童相談所のあらまし

## 1 児童相談所の基本的機能及び任務

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための機関として設置され、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関であり、主たる機能は次のとおりです。

### (1) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと。

### (2) 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行うこと。

### (3) 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護すること。

### (4) 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親等に委託すること。

### (5) 民法上の権限

親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うこと。

## 2 児童相談の種別

児童相談所で受け付ける相談の種類及び主な内容は、表所-1のとおりです。

## 3 組織及び事務分掌

### (1) 組織

ア 中央児童相談所は、所長、副所長、次長のもとに7課で職員数は87人（うち会計年度任用職員27人、特別職非常勤職員6人）。

イ 都留児童相談所は、所長、次長のもとに、2課、1スタッフで職員数は38人（うち会計年度任用職員13人、特別職非常勤職員2人）。

ウ 組織を表示すれば、表所-2（令和4年度）のとおりです。

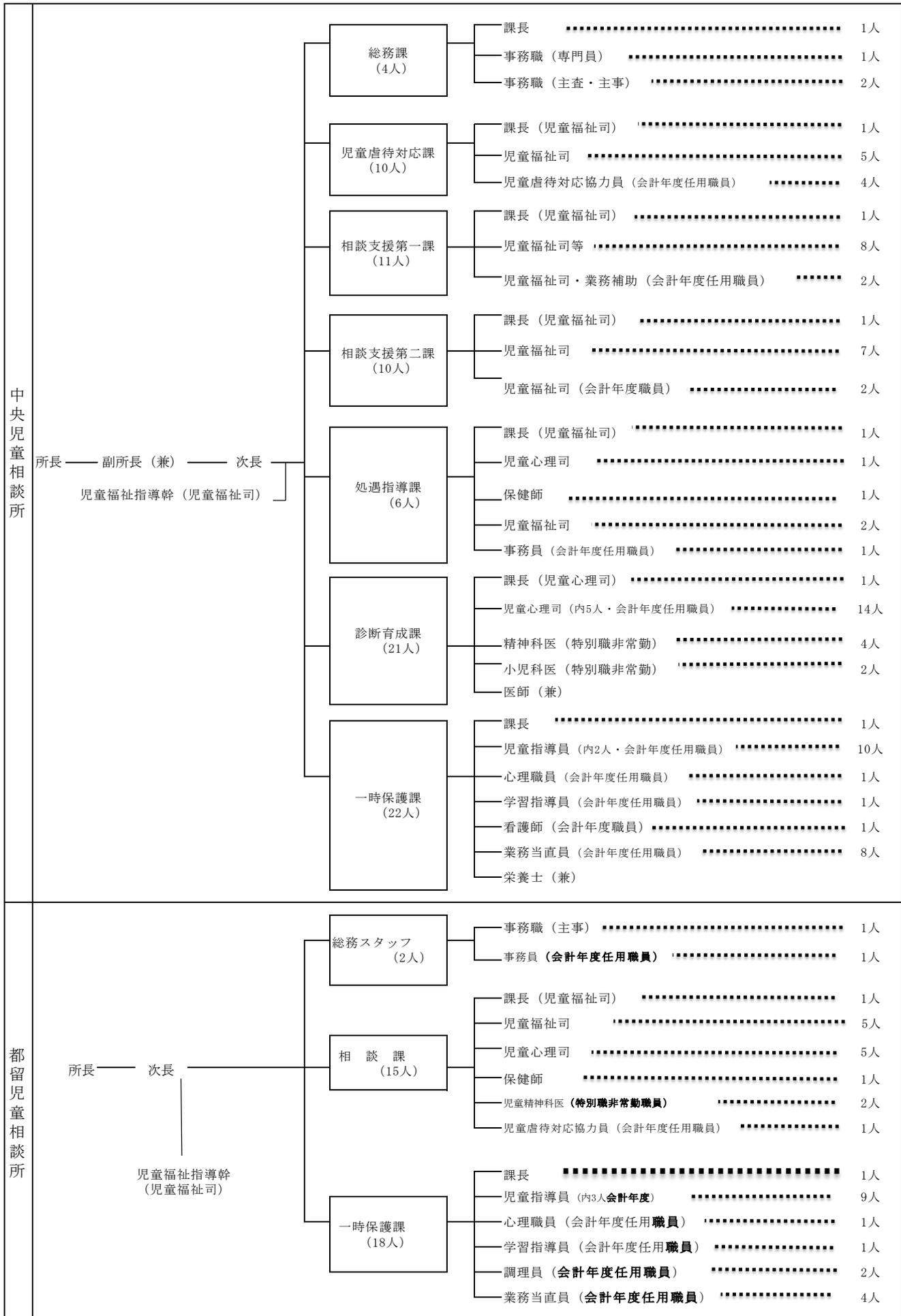
## 受け付ける相談の種類及び主な内容

表所-1

養 護 相 談	1. 児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が、知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。

非 行 相 談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

(厚生労働省「児童相談所運営指針」による)



## (2) 主な業務

### ア 中央児童相談所

#### ○総務課

- ・会計経理その他庶務一般
- ・一時保護児童等の所持品の管理

#### ○児童虐待対応課

- ・児童虐待の実情把握、相談、初期調査、対応及び指導

#### ○相談支援第一課、相談支援第二課

- ・相談、通告の受理
- ・受理会議の実施とその結果の対応
- ・調査、社会診断及び指導
- ・相談業務全般についての連絡調整
- ・一時保護手続
- ・児童福祉施設又は里親等に措置した後の家庭指導等
- ・関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言・援助を行うこと

#### ○処遇指導課

- ・援助方針会議の実施とその結果の対応
- ・児童福祉施設、独立行政法人国立病院機構、里親等との連絡調整
- ・児童相談所業務統計
- ・里親の認定調査及び指導、里親会（山梨県きずな会）事務局
- ・保健指導
- ・措置児童費用認定、障害児施設受給者証発行事務

#### ○診断育成課

- ・医学診断、心理診断及び指導
- ・判定会議の実施とその結果の処理
- ・療育手帳、各種証明書等
- ・関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言・援助を行うこと

#### ○一時保護課

- ・要保護児童の身柄の保護
- ・一時保護児童の保護、生活指導
- ・一時保護児童の行動観察と行動診断
- ・一時保護児童の健康管理

## イ 都留児童相談所

### ○総務スタッフ

- ・会計経理その他庶務一般
- ・一時保護児童等の所持品の管理

### ○相談課

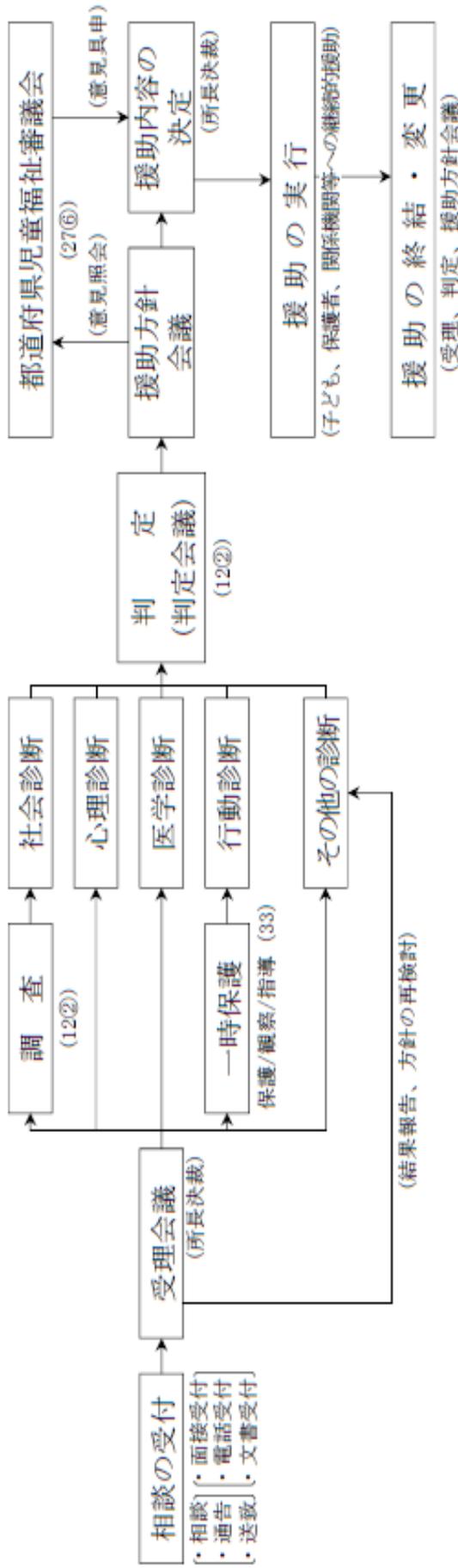
- ・児童虐待の実情把握、相談、初期調査、対応及び指導
- ・相談、通告の受理
- ・受理会議の実施とその結果の対応
- ・調査、社会診断及び指導
- ・相談業務全般についての連絡調整
- ・一時保護手続
- ・児童福祉施設又は里親等に措置した後の家庭指導等
- ・関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと
- ・援助方針会議の実施とその結果の対応
- ・児童福祉施設、独立行政法人国立病院機構、里親等との連絡調整
- ・児童相談所業務統計
- ・里親の認定調査及び指導
- ・保健指導
- ・措置児童費用認定、障害児施設受給者証発行事務
- ・医学診断、心理診断及び指導
- ・判定会議の実施とその結果の処理
- ・療育手帳、各種証明書発行等

### ○一時保護課

- ・要保護児童の身柄の保護
- ・一時保護児童の保護、生活指導
- ・一時保護児童の行動観察と行動診断
- ・一時保護児童の健康管理

#### 4 相談援助活動の体系・展開

児童相談所における相談援助活動の体系を概念的に示すと次のようになります。また、この業務は多くの関係機関との連携協働の中で進められなければなりません。このことを考慮に入れ、児童相談所の業務系統図を示すと概ね次のとおりです。



援 助	
1	在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) イ 児童委員指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) ウ 市町村指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) キ 指導の委託 (26④Ⅱ、27④Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27④Ⅰ)
2	児童福祉施設入所措置 (27④Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②)
3	里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27④Ⅲ)
4	児童自立生活援助の実施 (33の6①)
5	市町村への事案送致 (26④Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26④Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26④Ⅳ、V、VI、VII)
6	家庭裁判所送致 (27④Ⅳ、27の3)
7	家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28④②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(厚生労働省「児童相談所運営指針」による)



## 5 管轄区域内の状況

児童相談所の管轄区域内の状況は、次のとおりです。

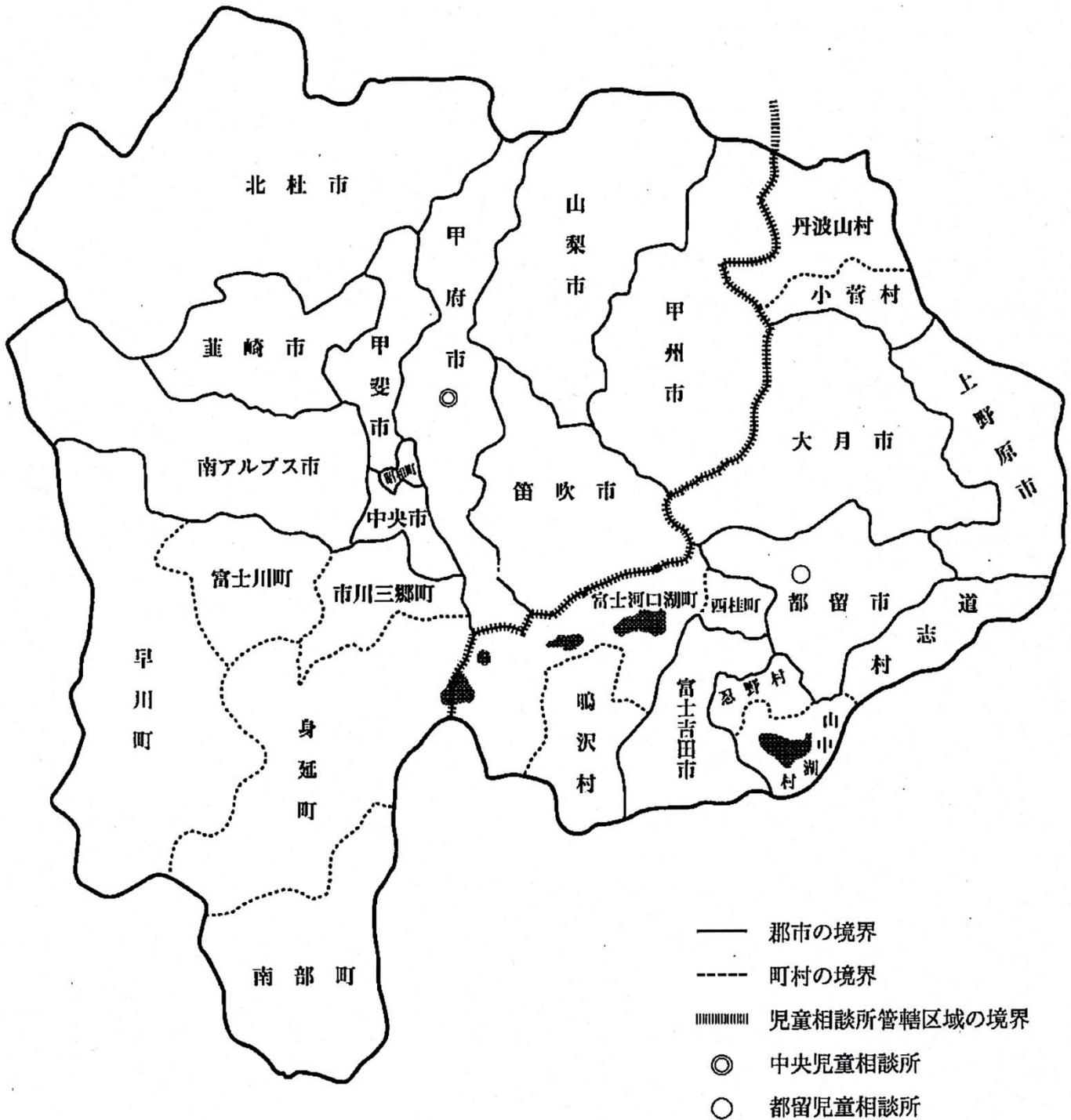
区 分		中 央	都 留	計
市 町 村	市	9	4	13
	町	6	2	8
	村	0	6	6
管内人口	総人口	637,063人	172,911人	809,974人
	児童人口	91,756人	22,624人	114,380人
管内面積		3,156.02 k m <sup>2</sup>	1,309.25 k m <sup>2</sup>	4,465.27k m <sup>2</sup>

※人口は令和2年10月1日国勢調査による。

学 校 数	小 学 校	134	41	175
	中 学 校	69	22	91
	高 等 学 校	31	10	41
	特 別 支 援 学 校	12	2	14
	幼 稚 園	41	14	55
施 設 等	助 産 施 設	2	0	2
	乳 児 院	2	0	2
	母 子 生 活 支 援 施 設	1	0	1
	保 育 所	137	34	171
	認 定 こ ど も 園	83	21	104
	児 童 養 護 施 設	5	2	7
	障 害 児 入 所 施 設	3	0	3
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	7	0	7
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	114	16	130
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	0	1
	自 立 援 助 ホ ー ム	1	0	1
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	3	2	5
	児 童 館 等	60	5	65

令和4年4月1日現在

# 児童相談所の管轄区域図



## 6 建物の状況

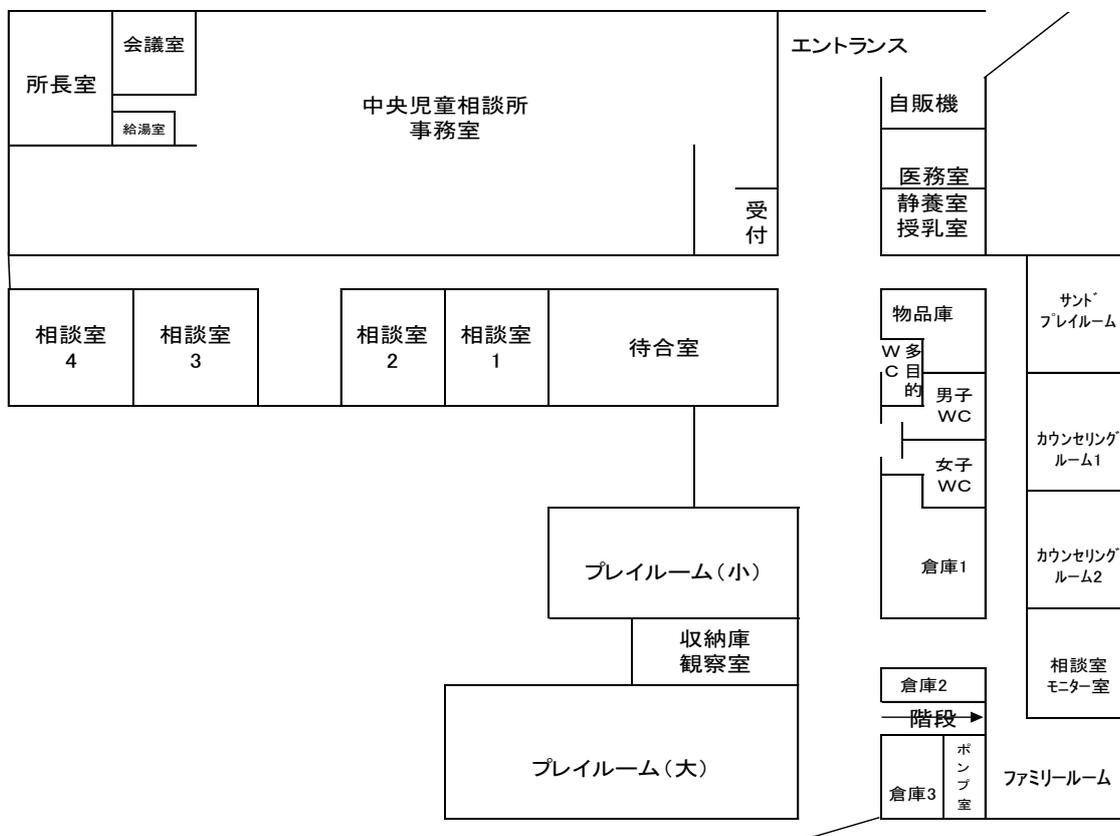
児童相談所の建物の規模及び平面図は次のとおりです。

### (1) 建物の規模

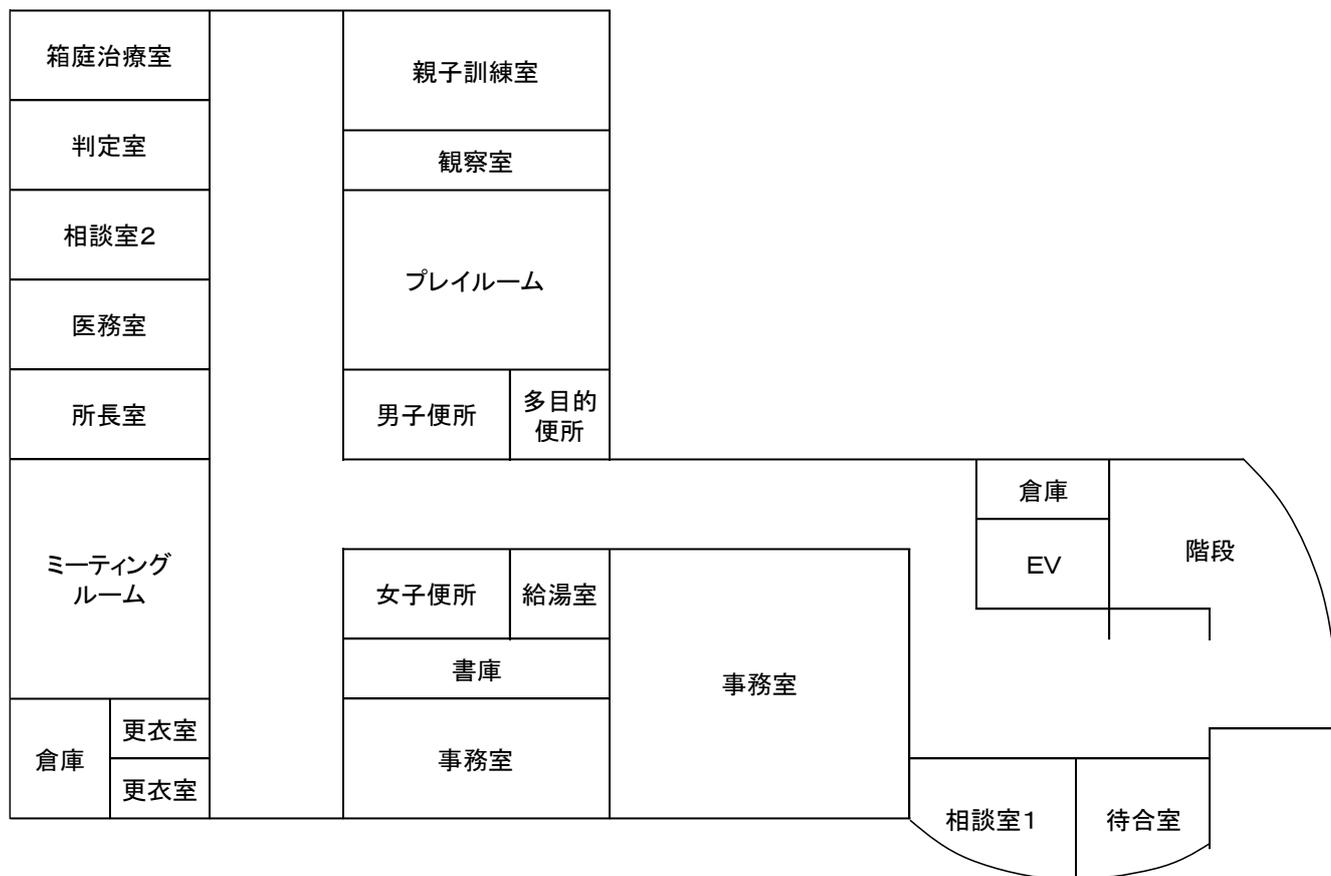
区分	建物	敷地
中央児童相談所	鉄筋コンクリート2階建(1階) 1,896m <sup>2</sup>	15,004m <sup>2</sup> (サポートプラザ全体)
都留児童相談所	鉄筋コンクリート2階建(2階) 478m <sup>2</sup>	2,310m <sup>2</sup>

### (2) 建物の平面図

#### ア 中央児童相談所



**2F 都留児童相談所**



## 第2 児童相談所業務のあらまし

### 1 総務経理関係業務

児童相談所総務経理担当は、会計経理事務と児童福祉法第33条の2の2の規定に基づく一時保護児童の所持する金品の保管、遺留物の処分などを行っています。

### 2 相談支援部門関係業務

#### (1) 相談支援部門の内容

##### ア 相談の受付

児童相談所は、18歳未満の児童についての相談を受け付けますが、その内容は次の6つに大別されます。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するもの。ただし、市町村が受け付ける相談への技術的援助や助言を求める場合を含む。
- ② 要保護児童を発見した者からの通告又は児童委員を介しての通告。
- ③ 児童福祉法第27条の措置や、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致。
- ④ 警察からの通告・送致。
- ⑤ 家庭裁判所からの送致等。
- ⑥ その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等。

##### イ 相談受付の形態

児童についての相談は、来所、電話、文書により行われます。受付相談員や児童福祉司が、児童や保護者の気持ちを和らげ、秘密は守ることを伝える等受容的かつ慎重に対応しています。

相談の受付件数を、年度、種別、年齢、経路等により表示すると（表相－1.2.3）のとおりです。

##### ウ 受理会議

定例会議は、所長、副所長、児童福祉指導幹、各課長、児童福祉司、児童心理司、受付相談員等が参加して、原則として、週1回実施します。

児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討します。

##### エ 調査

調査は、主として地区担当の児童福祉司が、面接、照会、委嘱等により行うが、市町村長や児童委員へ協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱をすることもあります。

調査事項は、児童の家庭環境、家族の状況、生活歴、生育歴、現況、過去の相談歴、児童相談所以外の機関の援助経過、子どもや保護者の意向等の把握・確認です。

##### オ 一時保護

児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合は、児童を一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他適当と認める者（機関、法人、私人）に一時保護を委託します。

一時保護はその必要性を、緊急保護、行動観察、短期入所指導等により判断します。

## カ 社会診断会議

判定会議に向けての予備的診断会議であり、随時相談支援部門で行います。児童福祉司等の調査結果を総合分析し、児童の発達診断、家族力動診断及び社会環境診断を行い、主として児童をとりまく環境や社会資源等からみて児童の福祉のために何が必要であり、そのためにどのような援助が最も有効であるかを検討します。

## キ 在宅指導等

原則的には、援助方針会議で立てられた援助方針に基づき、児童、その保護者及び家族等が自発的に問題に取り組む姿勢を導き出すことを目的とします。

### ① 措置によらない指導

#### ・助言指導

1回から数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童や保護者に対し、対象、目的、効果等を考慮し、電話、文書、面接等の方法で現実的かつ具体的な指導を行います。

#### ・継続指導

複雑困難な問題を抱える児童や保護者を、児童相談所に通所、又は家庭に訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行います。

#### ・他機関紹介

他の専門機関の指導を受けることが適当な事例について、当該機関に斡旋します。また必要に応じて他の児童相談所に移管します。

### ② 措置による指導

#### ・児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題があり、援助に専門的な知識、技術を有する児童に対し、児童福祉司等が、家庭訪問、通所等の方法により指導を行います。

### ③ その他の指導

その他の機関の指導が適当と判断される児童及び保護者に対し、児童委員、児童家庭支援センター等へ委託し指導を行います。

### ④ 訓戒・誓約措置

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止する見込みがある場合、養育方針や注意事項等を明確に示します。

## ク 入所措置

家庭分離が必要な児童もしくは家庭がない児童については、児童福祉施設、里親、小規模住居型児童養育事業等への入所措置または、児童自立生活援助の実施を行います。

## ケ 家庭裁判所送致等

### ① 法第27条第1項第4号の規程に基づく送致

触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で、必要であると認められる場合送致を行います。

### ② 法第27条の3の規定に基づく送致

児童自立支援施設入所中、又は一時保護中の児童であって無断外出等が激しく行動の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められた場合送致を行います。

## コ 家庭裁判所への家事審判の申立て

### ① 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

保護者が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において、児童福祉施設等へ措置することが親権者又は未成年後見人の意向に反する場合に行います。

### ② 親権停止・喪失宣言の請求及び保全処分の申立て

親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるため、不適切な行使をしている父母には適切な行使をするよう指導した上で、不適切な行使が改まらずこの福祉を守り難い場合に、親権者の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てます。

なお、その審判があるまでの間、緊急に児童を保護する必要がある場合は審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行選任）の申立てを行います。

### ③ 未成年後見人選任・解任の請求

親権を行うもの及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能な場合であって、児童の福祉に必要な場合に児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行います。

また、児童の未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合は、未成年後見人の解任請求を行います。

### ④ 一時保護の審査（法第33条）

一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得るために申立てを行います。

## サ その他の事業

### ① 巡回相談

地域に密着した相談援助活動を行うため、遠距離にある等で児童相談所を利用することが困難な地域や、人口密集地域、子どもに関する問題の多い地域において市町村の児童相談担当部署と連携し、地域の公民館や保健センター等で実施します。都留児童相談所では、精神科医を含めたチームにより、心身に障害のある児童を対象とした療育相談を行っています。

### ② 児童虐待等困難事例対応事業

困難事例への対応が増加し、介入的関わりや法的対応が必要となっていることから、職員の相談技術の専門性と客観性を確保し、相談援助技法の向上を図るため、弁護士、医師等の専門家の講義や助言を受けています。

### ③ メンタル・フレンド派遣事業

ひきこもり等の状況にある児童及びその家庭に対し、児童福祉司の指導の下、メンタルフレンドを派遣し、児童とのふれあいを通じて児童の自主性や社会性の伸長を図っています。

訪問は、原則として週1～2回、1回2時間程度です。

## (2) 相談の現状

中央児童相談所は甲府市に所在し、管轄区は国中地域と呼び、都留児童相談所は都留市に所在し、その管轄区は富士・東部地域と呼びます。従来山梨県はこの二つの地域で、それぞれに産業、経済、文化等で異なった特徴を示していましたが、近年富士北陵・東部地域は首都圏のベッドタウン化の傾向が顕著になってきています。

令和4年度の相談受付件数は、2,816件で、このうち中央児童相談所2,281件、都留児童相談

所 535 件で相談別ごとの状況は次のとおりです。

ア 養護相談

この相談件数は1,521件、全相談の約54%で、前年に比べると89件の減少。うち、虐待相談が、1,472件で、養護相談の約97%を占めています。

イ 保健相談

相談件数0件です。

ウ 障害相談（肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害等・重症心身障害・知的障害・発達障害等）

相談件数844件、全相談の約30%で、前年と比べると21件の減少。このうち、知的障害相談が800件で、障害相談の約95%を占めています。この相談には、児童福祉施設等の在所期間延長及び療育手帳の再判定も含まれます。

エ 非行相談（ぐ犯等・触法行為等）

相談件数75件、全相談の約3%で、前年と比べると18件の増加。7歳1件、8歳3件、9歳1件、10歳5件、11歳8件、12歳9件、13歳12件、14歳9件、15歳11件、16歳7件、17歳9件、18歳以上0件です。14歳以上は36件で、非行相談全体の約48%を占めています。

オ 育成相談（性格行動・不登校・適性・育児しつけ）

相談件数109件、全相談の約4%で、前年と比べると23件の増加。このうち、性格行動相談が59件、不登校相談31件、育児・しつけ相談が19件で性格行動相談が育成相談全体の約54%を占めています。

カ その他の相談

相談件数は267件で、全相談件数の約9%です。

### 3 児童虐待対応関係業務

児童虐待の通告があった際の初期調査及び対応にあたり、中央児童相談所、都留児童相談所とも、平成12年度から児童虐待対応協力員を配置してきています。中央児童相談所においては、平成17年度からは児童虐待対応スタッフとして人員を増員し、さらに児童虐待相談件数の増加を受け、令和2年度からは、これまでのスタッフ制から課制に組織を変更しています。

令和4年度に山梨県の児童相談所で受け付け対応した児童虐待相談対応件数は1,451件となり、前年度と比較すると11件減少しています。児童虐待相談の状況については、児童虐待相談の年度別対応状況（表虐-1）、具体的内容別内訳（表虐-2）及び経路別内訳（表虐-3）のとおりです。（児童虐待に関する詳細な統計については、別途集計済みです。）

なお、令和4年度の山梨県における出頭要求は1件（中央1件 都留0件）、立入調査は0件（中央0件 都留0件）、再出頭要求は0件（中央0件 都留0件）、臨検・捜索は0件（中央0件 都留0件）、警察官の援助を要請した件数は12件（中央8件 都留4件）です。

表相-1

## 相談受付の年度別・種別の状況

種別		25		26		27		28	
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
養護相談	虐待	339	129	423	144	570	173	781	189
	その他	315	40	201	45	180	34	145	36
保健相談		0	0	1	0	3	0	0	1
肢体不自由相談		0	4	4	3	0	1	0	0
視聴覚障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談		3	2	19	2	5	2	0	2
重症心身障害相談		19	20	7	18	1	15	1	15
知的障害相談		492	176	536	145	530	137	630	165
発達障害相談※		10	13	13	5	22	14	15	18
ぐ犯等相談		50	13	70	7	41	8	38	13
触法行為等相談		28	2	9	3	11	6	1	3
性格行動相談		64	35	57	26	36	55	36	43
不登校相談		23	16	34	14	36	29	19	32
適性相談		0	0	1	3	3	1	0	1
育児・しつけ相談		13	0	20	7	24	3	4	1
その他の相談		94	59	157	12	155	53	103	53
計		1,450	509	1,552	434	1,617	531	1,773	572
合計		1,959		1,986		2,148		2,345	

※各年度末現在の数値

[単位：件]

29		30		R1		R2		R3		R4	
中央	都留										
561	196	678	226	936	282	1,054	293	1,149	321	1,183	289
165	36	180	53	233	18	180	23	105	35	41	8
4	6	6	0	1	0	1	0	0	0	0	0
2	1	3	2	3	3	7	3	4	3	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	4	0	0	0	0	1	1	1	0
6	11	19	13	21	11	54	11	27	10	21	9
524	166	634	178	638	134	620	152	640	159	662	138
28	5	11	3	13	9	6	1	16	4	8	5
45	9	55	6	33	12	33	9	28	11	52	9
5	10	6	3	13	5	17	4	14	4	7	7
30	43	31	34	48	29	54	15	31	14	47	12
13	16	21	16	32	16	11	11	21	6	25	6
0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
5	2	13	2	9	5	14	0	13	0	19	0
72	38	149	46	60	29	83	38	147	56	215	52
1,461	541	1,807	587	2,040	553	2,134	560	2,197	624	2,281	535
2,002		2,394		2,593		2,694		2,821		2,816	

※H26年度より「自閉症等相談」が「発達障害等相談」へ項目名変更

表相-2

## 令和4年度相談受付の年齢別・種別の状況

種別 年齢	養 護				保 健		肢 体 不自由		視聴覚 障 害		言語発達 障 害 等		重症心身 障 害		知的障害	
	虐待		その他		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
	中央	都留	中央	都留												
0歳	121	35	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	59	17	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0
2歳	84	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3
3歳	82	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	7
4歳	67	24	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	74	8
5歳	72	18	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	15
6歳	54	20	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	50	12
7歳	74	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	35	8
8歳	49	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12	6
9歳	70	16	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28	11
10歳	47	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	45	9
11歳	46	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	4
12歳	59	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	10
13歳	64	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	37	12
14歳	65	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44	12
15歳	56	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	40	6
16歳	44	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	24	3
17歳	45	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	33	4
18歳以上	25	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	28	8
計	1,183	289	41	8	0	0	0	0	0	0	1	0	21	9	662	138
	1,472		49													
合 計	1,521				0		0		0		1		30		800	

[単位：件]

発達障害		ぐ犯等		触法行為等		性格行動		不登校		適性		しつけ		その他		合計	
中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	2	142	38
																180	
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	0	74	19
																93	
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	110	20
																130	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	3	145	25
																170	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	4	154	36
																190	
0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	7	3	158	37
																195	
0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	9	2	124	36
																160	
0	1	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	9	3	123	34
																157	
2	0	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	6	2	76	18
																94	
0	1	1	0	0	0	3	1	2	0	0	0	3	0	6	2	115	33
																148	
0	0	4	0	0	1	2	2	0	0	0	0	1	0	10	3	112	35
																147	
3	0	4	3	1	0	4	1	4	0	0	0	1	0	15	1	108	24
																132	
0	0	3	0	4	2	8	1	2	2	0	0	1	0	28	3	156	33
																189	
0	0	8	1	0	3	3	2	5	0	0	0	1	0	13	3	135	34
																169	
0	0	8	0	1	0	10	1	3	2	0	0	0	0	16	3	148	28
																176	
1	0	8	3	0	0	6	3	2	0	0	0	0	0	14	5	131	32
																163	
0	1	7	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	11	4	93	21
																114	
0	0	6	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	7	0	96	12
																108	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	19	8	81	20
																101	
8	5	52	9	7	7	47	12	25	6	0	0	19	0	215	52	2,281	535
13		61		14		59		31		0		19		267		2,816	

表相-3

## 相談受付の年度別・経路別の状況

経路		年度		25		26		27		28	
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留		
県	児童相談所	17	9	16	8	25	10	32	36		
	福祉事務所	0	0	0	4	0	0	0	0		
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	185	71	134	69	136	50	146	59		
市 町 村	福祉事務所	66	8	98	25	89	33	79	42		
	児童委員	3	0	0	0	0	0	0	0		
	保健センター	0	0	1	4	0	0	1	2		
	その他	0	10	0	3	8	2	0	1		
指定児童福祉施設・ 医療機関	保育所	1	0	2	0	10	1	11	0		
	児童福祉施設	77		95		124		110	5		
	指定医療機関	0	1	0	1	0	0	0	0		
児童家庭支援センター		0	0	1	0	1	0	0	0		
認定こども園※		0	0	0	0	0	0	1	0		
警察署		72	15	87	22	159	50	355	62		
家庭裁判所		2	3	0	0	2	1	1	1		
保健所		0	0	0	0	0	0	0	1		
医療機関		35	5	39	7	47	13	63	5		
学校等	幼稚園	0	0	0	2	0	0	1	0		
	学校	39	17	53	21	61	43	70	42		
	教育委員会	3	0	1	3	1	9	2	5		
里親		2	3	1	0	0	0	0	0		
児童委員		0	0	0	0	0	0	0	0		
家族・親戚		751	285	849	253	691	285	693	281		
近隣・知人		96	17	107	9	140	15	128	10		
児童本人		42	55	17	2	59	12	21	5		
その他		59	10	51	1	64	7	59	15		
合計		1,450	509	1,552	434	1,617	531	1,773	572		
措置変更		13	2	19	4	9	1	13	2		
期間延長		18	12	23	6	26	6	19	5		
巡回相談		12	10	8	23	5	54	0	22		
電話相談		351	86	424	68	348	129	225	153		

\*平成22年度から項目を福祉行政報告例業務統計の項目に統一し、21年度以前の項目は次のとおり22年度以降項目にあわせて掲載しております。

- ・福祉事務所（21年度以前）→22年度以降県の福祉事務所に計上
- ・その他（21年度以前）→22年度以降県のその他に計上

※平成28年度より認定こども園項目追加

[単位：件]

29		30		R1		R2		R3		R4	
中央	都留										
19	72	252	67	304	101	318	75	369	83	358	86
0	0	0	0	0	0	0	3	37	0	1	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
169	1	6	2	18	3	9	1	11	0	8	0
59	38	4	64	90	34	80	40	87	65	108	34
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	4	0	4	1	1	0	3	0	0	0
2	0	134	0	11	0	12	0	1	1	6	0
4	1	3	1	7	2	2	2	8	3	12	0
71	1	133	9	136	4	140	2	86	0	84	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	3	0
2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4	0
265	64	296	85	411	90	425	118	457	98	462	109
	1	1	0	0	0	4	1	2	0	0	1
2	0	5	0	0	1	4	4	1	0	0	0
33	12	28	6	23	10	40	9	26	26	42	25
0	0	2	0	0	0	1	0	1	1	4	0
45	45	42	42	40	22	54	27	63	38	49	21
0	2	3	5	4	0	3	1	1	10	0	1
0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0
620	252	732	256	787	217	772	224	776	227	859	210
100	12	94	25	136	47	151	37	169	53	184	30
19	12	21	12	17	7	22	9	20	7	32	2
50	27	41	12	49	14	91	5	77	9	64	15
1,461	540	1,807	587	2,040	553	2,134	560	2,197	624	2,281	535
19	4	6	2	16	3	14	0	11	2	8	0
20	5	35	7	30	6	24	4	38	7	26	0
0	16	0	22	0	10	1	10	1	0	4	3
216	111	325	126	426	91	801	195	739	269	865	191

表虐-1

## 児童虐待相談の年度別対応状況

[単位:件]

年度	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
中央	457	339	423	570	781	561	678	936	1,054	1,145	1,163
都留	55	129	144	173	189	196	226	282	293	317	288
合計	512	468	567	743	970	757	904	1,218	1,347	1,462	1,451

表虐-2

## 児童虐待相談の具体的内容別内訳

[単位:件]

年度	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		小計		合計
	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	
29	104	40	145	57	308	96	4	3	561	196	757
30	126	40	172	71	366	113	10	2	674	226	900
R1	217	78	193	66	519	131	7	7	936	282	1,218
R2	222	82	208	61	609	147	15	3	1,054	293	1,347
R3	226	51	281	85	629	174	9	7	1,145	317	1,462
R4	222	68	315	82	618	136	8	2	1,163	288	1,451

※30年度中央小計の674件以外に種別不明が4件

表虐-3

## 児童虐待相談の経路別内訳

[単位:件]

年度	経路	家	親	近	児	福	児	保	医	児	警	学	そ	小	合
		族	戚	隣	童	祉	童	健	療	童	校	の	計	計	
29	中央	48	15	81	4	41			21	5	229	36	81	561	757
	都留	14	5	9	1	27			12		55	21	52	196	
30	中央	41	10	76	10	70			20	9	249	25	168	678	904
	都留	11	4	22	3	43			4	1	77	22	39	226	
R1	中央	89	6	129	13	63			18	6	357	28	227	936	1,218
	都留	22		44	4	25			7	5	79	14	82	282	
R2	中央	102	16	139	10	55	1	0	34	2	382	46	267	1,054	1,347
	都留	18	16	31	5	28	0	2	8	0	100	29	56	293	
R3	中央	82	10	134	11	67	0	0	22	4	429	54	332	1,145	1,462
	都留	24	0	32	3	51	0	0	24	0	84	34	65	317	
R4	中央	83	19	147	12	90	0	0	27	19	426	41	299	1,163	1,451
	都留	25	2	24	0	31	0	0	19	0	93	17	77	288	

#### 4 処遇指導部門関係業務

処遇指導関係の主たる業務は援助方針会議を実施すること及び児童福祉法に基づく措置権限の行使に関わるものですが、措置児童に関する指導、費用認定、受給者証発行及び更新、里親登録・里親支援、福祉行政報告例業務統計、保健指導に関する業務も行っています。

##### (1) 措置権限の行使等

措置の権限には、児童福祉法第 26 条に基づく児童相談所長の固有のものと、同法第 27 条の規定に基づく知事の権限に属するもので、同法第 32 条の規定、若しくは、地方自治法第 153 条第 1 項及び第 2 項に基づいて委任されたものがあります。

##### ア 所長固有の主たるもの

- ① 児童又はその保護者を、児童福祉司又は児童委員に指導させること。(法第 26 条第 1 項第 2 号)
- ② 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は、社会福祉主事に指導させることが適当であると認めた場合は、これを福祉事務所に送致すること。(法第 26 条第 1 項第 4 号)

##### イ 知事からの委任の主たるもの

- ① 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。(法第 27 条第 1 項 1 号)
- ② 児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は該当都道府県以外の者の児童家庭支援センター等に指導を委託すること。(法第 27 条第 1 項第 2 号)
- ③ 児童を里親等に委託し、又は施設に入所させること。(法第 27 条第 1 項第 3 号)
- ④ 重症心身障害児(者)、肢体不自由児を指定医療機関に入所させ、治療等を委託すること。  
(法第 27 条第 2 項)
- ⑤ 保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の承認を得て里親委託・施設入所等の措置をとること。(法第 28 条)
- ⑥ 里親、施設の長に必要な指示をし、報告を求めること。(法第 30 条の 2)
- ⑦ 里親委託、施設入所児童について、必要な場合に満 20 歳に達するまで延長の措置をとること。  
(法第 31 条第 2 項)

以上の措置は、援助方針会議において、判定会議(総合診断会議)の結果に基づき該当ケースにとって最も適切妥当なもので、かつ実施可能と認められるものを選択し決定します。

##### (2) 措置児童に関すること

措置後、各施設より月例で入所児童の生活状態等報告を受けていますが、施設ごとに定期的な連絡会を開催し、施設や児童の状況や問題点について情報交換や協議を行い、施設や児童に関する問題の早期解決に向けての支援を行っていきます。

また、必要に応じて、定期的な施設訪問、研修教育、職員・児童との交流、個別(集団)による治療援助等の心理ケアや保健指導を行うとともに、措置中の児童の家庭調整、児童指導、一時保護、措置変更、送致、措置解除に向けての調査や家庭・関係機関との調整等を行っています。

### (3) その他の業務

#### ア 里親制度に関すること

令和3年度から、里親支援に関する児童相談所業務の一部が外部機関（以下、「フォスタリング機関」という。）に委託されました。以後、フォスタリング機関と連携を密にとり、里親支援を行っています。

里親及び委託児童の支援は、従前どおり実施しています。併せて、里親希望者の訪問調査、里親登録申請事務、施設入所児童里親体験事業の企画、里親制度普及啓発活動、委託里親への訪問活動も行っています。

中央児童相談所では、当県の里親会である山梨県きずな会の事務局（経理を含む）も担っています。

#### イ 福祉行政報告例業務統計

福祉行政報告例の定めるところに従い、児童相談所関係の業務を集計し、主管課を通じて厚生労働省に報告します。当課に関する統計は（表処-1）から（表処-4）のとおりです。

#### ウ 障害者総合支援法に基づく受給者証の発行事務

平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、障害児施設利用は、原則、契約による利用となり、利用者の申請により支給サービス及び負担上限額を決定、受給者証を交付しています。

#### エ 保健師による保健指導

一時保護児童指導等、児童に対する保健指導等を（表処-5）のとおり実施しています。一時保護児童に対しては、性教育や喫煙等にかかわる指導も行っています。



表処-2

## 年度別・種別・措置状況

[単位:件]

措置内容	25		26		27		28		29		30		R1		R2		R3		R4	
	中央	都留																		
訓 戒 ・ 誓 約	18	2	10	0	2	0	7	0	3	0	1	0	15	0	12	0	6	0	13	0
福 祉 司 指 導	75	6	43	8	27	7	14	5	31	13	16	4	16	9	24	7	35	8	24	5
福 祉 事 務 所 送 致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
児 童 委 員 指 導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里 親 委 託	12	2	19	3	13		13	3	11	2	16	4	23	2	13	1	6	2	12	6
保 護 受 託 者 委 託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 児 院	9	1	8	3	10	1	12		5		8	1	5	3	3	4	5	1	6	2
養 護 施 設	32	9	20	5	27	6	24	7	25	6	20	5	20	36	21	3	17	7	22	11
児 童 自 立 支 援 施 設	8	2	5	2	9	1	7	0	7	0	7	0	6	2	6	1	4	0	0	1
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 知 的 障 害 児 施 設)	5	2	6	0	3	2	5	0	5	0	6	0	3	5	1	0	2	1	2	0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 肢 体 不 自 由 児 施 設)	0	0	1	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (旧 重 症 心 身 障 害 児 施 設)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
視 聴 ・ 言 語 障 害 児 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 庭 裁 判 所 の 処 理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 機 関 へ	4	0	2	0	1	0	3	0	1	0	1	0	1		3	2	4	1	0	0
虚 弱 児 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	7	2
面 接 指 導	1,258	458	1,401	389	1,495	494	1,661	539	1,342	515	1,694	572	1,912	524	2,017	536	2,027	596	2,122	519
そ の 他 の 処 理	18	12	25	6	26	19	21	18	22	5	31	4	37	6	27	2	40	0	31	0
計	1,440	494	1,541	416	1,614	531	1,769	572	1,453	541	1,800	590	2,038	589	2,132	558	2,146	616	2,240	546

里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

(令和4年度分報告)

		前年度現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)	
認定及び登録里親数 (01)		186	32	17	201	
児童が委託されている里親数 (02)		67	16	6	77	
再掲	養育里親	登録里親数 (03)	180	31	17	194
		児童が委託されている里親数 (04)	61	15	6	70
	専門里親	登録里親数 (05)	3	0	0	3
		児童が委託されている里親数 (06)	1	0	0	1
	親族里親	認定里親数 (07)	6	1	0	7
		児童が委託されている里親数 (08)	6	1	0	7
)	養子縁組によって養親となることを希望する里親	認定里親数 (09)	0	7	0	7
		児童が委託されている里親数 (10)	0	0	0	0

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (11)	5	30	0	1	1	1	13	0

表処-4

## 児童福祉施設等措置状況県内施設

(令和5年4月1日現在)

種 別	施 設 名	定 員	暫 定 定 員	中 央	都 留	計
乳 児 院	山 梨 立 正 光 生 園	20	19	8	4	12
	乳 児 院 ひ ま わ り	10	—	6	2	8
児 童 養 護	山 梨 立 正 光 生 園	26	—	19	4	23
	明 生 学 園	27	—	21	0	21
	く ず は の 森	30	22	11	8	19
	ク ロ ー バ ー 学 園	35	34	22	6	28
	め だ か の 学 校 ・ ジ ュ ニ ア	35	—	19	5	24
	ハ ー ベ ス ト	30	27	7	13	20
	あ い む	24	—	14	7	21
	里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	—	—	87	14	101
	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	育 精 福 祉 セ ン タ ー	70	—	19	1
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	あ け ぼ の 医 療 福 祉 セ ン タ ー	80	—	3	2	5
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 ( 指 定 医 療 機 関 )	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 甲 府 病 院	123	—	1	0	1
児 童 自 立 支 援 施 設	甲 陽 学 園	25	8	1	1	2
児 童 心 理 治 療 施 設	う ぐ い す の 杜	30	—	3	1	4
自 立 援 助 ホ ー ム	M I R A I	6	—	2	0	2
県 内	合 計	—	—	243	68	311

保健師による保健指導

内 容		一 時 保 護 児 童 指 導	そ の 他 の 指 導
		件 数	中央
都留	362		26

関係施設一覧表

(令和4年4月1日現在)

種別	経営主体	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
乳児院	社会福祉法人	山梨立正光生園 乳児院	400-0856	甲府市伊勢2丁目1-19	055-235-1792
		子育ち・発達の里 乳児院 ひまわり	400-0123	甲斐市島上条1441	055-287-8087
児童養護施設	社会福祉法人	山梨立正光生園 児童養護施設	400-0856	甲府市伊勢2丁目1-19	055-235-1790
		明生学園	400-0118	甲斐市竜王2175	055-276-2228
		くずはの森	409-0623	大月市七保町葛野2467	0554-22-4806
		クローバー学園	404-0045	甲州市塩山上塩後462	0553-33-4541
		めだかの学校・ジュニア	400-0016	甲府市武田1丁目3-23	055-255-3611
		ハーベスト	403-0009	富士吉田市富士見3-9-1	0555-21-2131
		あいむ	400-0064	甲府市下飯田2丁目5-5	055-220-1100
児童自立支援施設	山梨県	甲陽学園	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4003
	国立	武蔵野学院	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大門1030	0488-78-1260
		きぬ川学院	329-1334	栃木県さくら市押上288	0286-82-2448
児童心理治療施設	山梨県	子ども心理治療センター うぐいすの杜	400-0851	甲府市住吉2丁目1-17	055-288-1552
自立援助ホーム	社会福祉法人	MIRAI	400-0064	甲府市下飯田2丁目5-40	055-232-0122

種別	経営主体	施設名		郵便番号	所在地	電話番号
福祉型 障害児入所施設	社会福祉法人	育精福祉センター	入所	400-0226	南アルプス市有野3303-2	055-285-0615
福祉型 児童発達支援センター		ひかりの家学園	通園	409-3601	市川三郷町市川大門1783-2	055-272-3207
		つつじが崎学園		400-0013	甲府市岩窪町614	055-251-7678
		児童発達支援センター ひまわり		405-0012	山梨市東後屋敷635-1	0553-21-8300
		療育センター なないろ		400-0106	甲斐市岩森字東堀580-1	0551-45-6488
		児童発達支援センター かしのみ学園		400-0064	甲府市下飯田2丁目5-12	055-237-5100
医療型 障害児入所施設	山梨県	あけぼの 医療福祉センター	入所	407-0046	韮崎市旭町上条南割3251-1	0551-22-6111
医療型 児童発達支援センター			一般			
医療型 障害児入所施設 (指定医療機関)	独立行政法人 国立病院機構	甲府病院		400-0006	甲府市天神町11-35	055-253-6131

## 5 診断育成部門関係業務

児童相談所で行われる診断には、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断がありますが、診断育成課では、心理診断と医学診断を担当しています。これらの診断をもとに相談事例の総合理解を図るため、判定会議を主宰しています。この会議に基づき援助方針をたて、様々な指導や関係機関への助言・指導等を行っています。

これらの業務のほか、療育手帳の判定書・各種証明書の発行事務、1歳6ヶ月児・3歳児精密健康診査事後指導、児童虐待防止対策支援事業における相談事業、関係機関に対し、必要に応じ児童福祉の観点からの助言・援助も行っています。

### (1) 診断育成部門の業務内容

#### ア 医学診断、心理診断及び指導

医学診断は、医師による診察・指導、臨床検査、特別児童扶養手当認定診断書の作成等があります。(表診-1)

心理診断は、児童心理司によって、来訪した児童や保護者、一時保護中の児童に対して心理検査・面接観察を実施し、子どもが抱えている適応上の問題を把握し、その原因や成り立ちを明らかにして解決策を提案すること等をします。さらにこれらの解決を図るための援助として子ども、保護者、関係者にカウンセリングや心理療法・コンサルテーション等を行います。(表診-12)

指導は、助言指導や継続指導(法第12条第2項)、児童福祉司指導(法第26条第1項2号、法第27条第1項2号)があります。診断育成課では、継続指導を担当することが多く、児童相談所に通所、または巡回相談会場への通所、あるいは必要に応じて家庭訪問する等の方法により継続的に心理療法やカウンセリングを行っています。(表診-2)

集団で行う指導では、ひきこもり等児童宿泊等指導事業として『みのりグループ活動』を年間通して、季節やそれぞれの課題にあわせて計画しています。対象は、ひきこもり、不安、無気力、緘黙、心身症状、不登校等、主に社会適応の困難を持つ児童で、内容は各種のスポーツや制作活動、グループワーク、集団カウンセリング等です。この事業を通して自主性・社会性の向上、自信と意欲の回復、家庭機能の改善等を図り、児童の福祉の向上に資することを目的としています。(表診-3)

個別に行う指導は、心理療法やカウンセリング、遊戯療法、音楽療法、箱庭療法、認知行動療法、臨床動作法・家族療法等、個々のケースに適した方法で実施しています。

集団療法と個別指導の件数については、(表診-4)のとおりです。最近では、不登校・性格行動等の相談ケースへの指導のほか、児童福祉司や保健師とチームを組んで養護・虐待ケースへの指導が増加しているのが特徴で、相談の場を面接・検査室から拡大展開し、家庭訪問も実施しています。(表診-5)(表診-6)

#### イ 判定会議の実施とその結果の処理

判定会議は、社会診断、心理診断、行動診断、医学診断をもとに、援助に有効な判定を導き出すために行っており、中央では毎週火曜日の午後に診断育成課長が主宰し、都留では毎週火曜日の午後に診断育成担当が主宰しています。この会議には所長、児童福祉指導幹、各課の課長、各担当者が参加し、総合判断の上、援助方針を立てます。

#### ウ 療育手帳の判定書・各種証明書の発行事務等

これらの判定書発行事務は、特別児童扶養手当の支給に関する法律による診断書、療育手帳制度に基づく判定書、障害者総合支援法に基づくサービス等の利用に関わる判定書、当所に関わる児童に関して教育委員会による適切な就学指導のための資料としての判定書、公共職業安定所から知的障害者の判定結果に関する照会についての情報提供等があります。また、保護者からその他のサービス利用のために心理検査の数値の結果を情報提供する場合があります。

(表診－7) (表診－8)

#### エ 1歳6ヶ月児、3歳児精密健康診査事後指導

市町村が実施する1歳6ヶ月児・3歳児精密健康診査の結果、また保護者から発達の心配のある児童の相談の結果、精神発達面において専門的な助言・指導が必要とされた児童とその保護者に対して事後指導を行っています。

集団による療育指導として中央では、こころの発達総合支援センターが事業を引き継いで実施しており、都留では、年齢や発達状況を考慮して少人数のグループを作り、児童に対しては、感覚統合法・遊戯療法・音楽療法等、認知・情緒・運動の発達を目指した指導方法を取り、保護者に対しては、発達特性の理解や療育技術獲得のため心理教育的アプローチを中心にした方法で年間を通して実施しています。(表診－9) (表診－10)

#### オ 児童虐待防止対策支援事業における相談事業

カウンセリング強化事業では、児童精神科医等による児童及び保護者に対するカウンセリングを実施しています。また、家族再統合プログラムを策定し、家族再統合・家族支援を行うとともに、児童虐待ケースに関わる支援者に対するスーパーヴィジョンを実施しています。(表診－11)

(2) 診断育成課関係業務統計

表診-1

医学診断指導内訳

内容	中央	診察・指導	医学的検査	その他	手 当 特 別 認 定 診 断 書 作 成 児 童 扶 養
	535	710	482	45	
	190	201	138	22	

表診-2

心理診断指導内訳

内容	中央	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察指導
	585	531	141	24	4,463	
	129	128	10	0	1,439	

表診-3

ひきこもり等児童宿泊等指導事業

中央児童相談所			都留児童相談所		
日程	活動内容	参加児	日程	活動内容	参加児
6/10	科学体験、アスレチック	中止	6/23	クラフト体験	3人
7/15	アクセサリ作り、野外活動	中止	8/5	施設見学	中止
9/16	野外活動	中止	9/16	野外活動	1人
10/14	ブドウ狩り、野外活動	中止	10/28	施設見学と野外活動	1人
11/18	野外活動	中止	12/16	クリスマス会	1人
1/20	正月遊び	中止	2/3	工作体験	2人
2/17	カーリング体験、野外活動	中止			
計		0人	計		8人

表診-4

児童心理司による心理療法・カウンセリング（集団及び個別指導の合計）

（再掲）

	児童	保護者	その他	計
中央	962	766	326	2,054
都留	571	376	41	988

・集団指導には、1歳6ヶ月児及び3歳児精密健康診査の事後指導も含まれています。

表診-5

相談種別延べ扱い件数

種別	※件数	養護・虐待	養護・その他	保健	肢不	視聴覚	言語	重心	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法	不登校	性行	適性	しつけ	その他	計
		中央	2,002	60	6	0	0	0	0	8	1,271	8	248	7	78	90	0	0
都留	920	39	0	0	0	0	1	0	234	14	69	30	56	83	0	0	1	1,447

※件数とは、児童心理司による心理診断のための検査・面接、助言・継続指導の延べ人数

表診-6

児童心理司による家庭訪問

件数	中央	146
	都留	58

表診-7

判定書・証明書発行内訳

申請・依頼	保 護 者						職 安	福祉施設	その 他	計
	療育帳	障害児福祉手当等	就学・障害児保育	障害者総合支援法に基づくサービス	特別支援教育	検査結果報告等	就労支援	施設内指導資料	重度判定	
中央	484	0	1	6	0	70	26	1	80	668
都留	100	6	1	0	1	17	6	0	0	131

表診-8

## 療育手帳に係る判定書発行状況

(再掲)

障害程度		障害程度の基準	中央	都留
重 度	A-1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級または2級に該当する者	30	7
	A-2a	最重度の知的障害を有する者	15	2
	A-2b	重度の知的障害を有する者	85	20
	A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者	3	0
そ の 他	B-1	中度の知的障害を有する者	98	18
	B-2	軽度の知的障害を有する者	227	47
非 該 当			26	6
合 計			484	100
新規と再判定の内訳			新 規	45
			再 判 定	55

表診-9

## 1歳6か月児精密健康診査事後指導

	事後指導(延べ件数)			
	児 童	保 護 者	そ の 他	計
都留	0	0	0	0

表診-10

## 3歳児精密健康診査事後指導

	事後指導(延べ件数)			
	児 童	保 護 者	そ の 他	計
都留	8	8	0	16

表診-11

## 児童精神科医等によるガイダンス・カウンセリング

	実施回数	ガイダンス・カウンセリング		
		児 童	保 護 者	その他
中央	18	0	27	45
都留	16	0	16	0

児童心理司による他機関援助・連携状況

		出張			
		回数(延べ)		相談件数	
		中央	都留	中央	都留
保健福祉事務所		1	0	1	0
教育委員会		67	27	67	50
保育所・幼稚園・学校		76	96	198	183
市 町 村		98	51	98	118
児童福祉施設	乳児院	57	22	57	23
	児童養護施設	300	110	300	183
	福祉型障害児入所施設	74	3	74	5
	医療型障害児入所施設(指定医療型障害児入所施設)	0	1	0	1
	児童自立支援施設	23	4	23	12
	医療型障害児入所施設(指定発達支援医療機関)	4	0	4	0
	児童心理治療施設	9	5	9	8
里 親		11	44	134	53
その他の機関		54	71	217	99

## 6 一時保護部門関係業務

一時保護とは、児童相談所長又は知事が必要と認める場合に、児童を現在の生活環境から離し、生活の場を一時保護所等に移すことです。中央児童相談所（定員 16 名）と都留児童相談所（定員 12 名）にそれぞれ一時保護所が設置されていますが、一時保護所だけでは対応が困難な場合は、児童福祉施設等に一時保護委託しています。（表保－1）～（表保－11）

（1）一時保護の必要性 一時保護を行う必要がある場合は、概ね次のとおりに大別されます。

### ア 緊急保護

- ① 棄児、迷子、家出児童等で適当な保護者又は宿所がないために緊急に保護する必要がある場合。
- ② 虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ③ 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはその恐れがある場合。

イ 行動観察 児童の援助方針を決めるために、行動診断をする必要がある場合。

ウ 短期入所指導 短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が必要な場合。

なお、一時保護期間は2か月を超えてはならないとされていますが、児童相談所長又は、知事が必要と認めたときは、児童福祉法上の手続きを経た上で、引き続き一時保護を行います。

（2）生活指導

### ア 日常の生活指導

設定された日課に従い、起床から就寝までの生活の流れの中で、日常生活に必要な基本的な生活習慣の習得、自分の行動を見つめ、反省したり、職員や児童との対人関係を通して、社会的価値観の体得を図れるよう支援しています。また、児童の情緒の安定を促すため、所外活動や調理実習、季節行事、作品展等を設定し、一時保護中の生活を快適なものにするともに、児童の行動観察も行います。

また、生活の場に心理職員を配置して保護児童の心理的ケアも行います。

### イ 学習指導（保育指導）

学習担当職員の下、各児童の学力に応じた学習指導を行います。個別あるいは集団指導の中で学習に興味を持てるように促し、基本的な学力取得を目的として学習を行い、それらの指導を通じて観察を行います。就学前の児童については保育指導を行います。

（3）行動観察

入所後1か月を目安に、児童の基本的な生活習慣、学習状況、遊び、規範性、情緒、習癖、問題行動、対人関係、家族関係等について観察を行います。その結果を行動観察会議で確認し、一時保護所内における援助方針について検討すると共に、所見及び留意事項の集約を行います。

（4）一時保護状況

令和4年度の保護児童は、138人（中央95人、都留43人）。保護延日数は、7,646日（中央4,277日、都留3,369日）でした。中央児童相談所の保護児童数は前年より9人、保護延日数は202日減少しましたが、一昨年からは901日増加しています。コロナ禍で一時保護委託先が限られ、複雑な背景での一時保護が多いなどの背景から、退所先の調整に時間がかかる状況が続いています。長い間登校できず外出の機会が限られることや、今後の見通しが持てずに情緒が不安定になることなどの問題があり、個別の心理面接や所外活動・戸外活動、所内での行事を通じて児童の心身の安定に努めました。

なお、都留児童相談所保護児童43人の中には、中央児童相談所からの保護依頼児童19人が含まれています。

# 日 課 表

(中央児童相談所・一時保護所)

平日日課	時 間	土曜日	日曜日	祭日
起床・洗面・検温・ 清掃・洗濯	7:00～7:30	平日日課と同じ		
朝食（準備・片付け・歯磨き）	7:30～8:30			
健康視診・余暇活動	8:30～9:00	健康視診・余暇活動・ロッカー整理		
朝の会・体力づくり	9:00～9:50	朝の会・靴洗い		
学習準備・朝読書	9:50～10:00			
○学習（小・中・高） ○保育 ○入浴 *児童の状況により午前中から 実施する場合もある	10:00～11:30 ①10:00～10:40学習 10分休憩 ②10:50～11:30学習	掃除・ティータイム・余暇活動		
昼食（準備・片付け・歯磨き） 休憩	11:40～12:30 12:30～13:00			
○学習（小・中・高） ○保育 ④時限（年長は学習 ④時限（年少は保育） ○入浴（月 水 金） シャワー浴（火、木、土、日）	13:00～14:30 ③13:00～13:40学習 10分休憩 ④13:50～14:30学習	余暇時間 レクリエーション		
清掃・ロッカー整理・布団敷き	14:30～15:00			
おやつ・生活支援・余暇活動・ 洗濯物の仕分け	15:00～17:20	布団敷き・おやつ・生活支援・余暇活動		
夕食（準備・片付け・歯磨き）	17:20～18:20	平日日課と同じ		
一日の反省・本選び・日記・ 読書・余暇活動	18:20～20:50			
就寝・消灯	20:00（年少児） 21:00（年長児） 年少（小3以下） 年長（小4以上）	20:00（年少児） 21:00（年長児）	平日日課と同じ	

※月数回 図書館、戸外活動を計画。

新型コロナウイルス感染症予防のため、感染拡大時期は就寝時間少人数での戸外活動、図書借り受けのみ実施。

# 日 課 表

(都留児童相談所・一時保護所)

平 日 日 課	時 間	土・日・祭日・日課
起床・洗面・検温・清掃・洗濯	7:00 ～ 7:30	
朝食 (配膳・下膳・歯磨き)	7:45 ～ 8:30	平日と同じ (毎火曜日) 環境整備
健康視診・生活支援	8:30 ～ 9:00	
ロッカー整理・居室清掃・ 児童朝礼	9:00 ～ 9:15	
学習準備 (朝読書)	9:00 ～ 9:50 (マラソン・屋外活動) 9:50 ～ 10:00	
☆学習 1,2 時限(小・中・高)	10:00 ～ 11:30	(2, 4 週土曜日) 所内活動、コラージュ等 (毎日曜日) 環境整備・余暇
○保育 (学習時間に準ずる) ●入浴 (月水金) (児童の状況により午前中から)	10:00～10:40 学習 1 10 分間休憩 10:50～11:30 学習 2 11:30～11:45 清掃 (学習室)	
昼食 (準備・片付け・歯磨き)	11:45 ～ 12:30	平日と同様
休憩 (幼児午睡)	12:30 ～ 13:00	
☆学習 3,4 時限(小・中・高)	13:00 ～ 14:45	○集団・個別 レクリエーション (1・3 週土曜日) 調理実習 ※第 2 火曜日の午後は、戸外の 活動等を計画する。
○保育 (学習 3 までの時間) 後 ●入浴 (月水金)	13:00～13:40 学習 3 10 分間休憩 13:50～14:30 学習 4 14:30～14:45 清掃・整頓	
おやつ・清掃・布団敷き・余暇活動・ 入浴 (中学生以上)	15:00 ～ 17:45	平日と同様 (中学生以上は入浴あり)
夕食 (準備・片付け・歯磨き)	17:45 ～ 18:15	
一日の反省・日記	18:15 ～ 18:30	
布団敷き・余暇活動 (年少児)	18:30 ～ 20:00	
(年長児)	18:30 ～ 21:00	
就寝・消灯	20:00 (年少児) 21:00 (年長児)	*年長児とは、小学 4 年生 以上とする。 *年長児のみ 2 時まで居室 で読書等可。

## 一時保護所行事表(中央児童相談所)

(令和4年度)

実施月	行事名	内容
4月	季節行事 所外活動	新級式 所内での映画鑑賞会 敷地内での昼食会
5月	季節行事 所外活動	バーベキュー 所内での映画鑑賞会 敷地内での昼食会
6月	所外活動	所内での映画鑑賞会 敷地内での昼食会
7月	季節行事 調理実習 所外活動	七夕会 七夕ゼリー作り フルーツ公園
8月	季節行事	夏祭り (スイカ割り、流しそうめん、バーベキュー等) 所内での映画鑑賞会 ベランダ、屋上での水遊び
9月	所外活動	古屋農園でのフルーツ狩り 緑が丘スポーツ公園
10月	季節行事 所外活動	お月見会、児童文化展への制作活動 所内での映画鑑賞会 敷地内での昼食会
11月	季節行事	児童文化展開催
12月	季節行事	クリスマス会
1月	季節行事 所外活動	初詣 フルーツ公園
2月	季節行事 所外活動	節分会・豆まき・クイズ・ゲーム 葦崎中央公園
3月	季節行事 所外活動	ひな祭り会 遊亀公園

※新型コロナウイルス感染予防のため、所外での水泳教室は年間通じて中止とし、所内での水遊びを実施した。  
毎月1回防災訓練、自治会活動(こども会)を実施。  
誕生日がいる月は、誕生会を実施。

## 一時保護所行事表(都留児童相談所)

(令和4年度)

実施月	行事名	内 容
4月	調理実習 所外活動	フレンチトースト、どら焼き 昼食・おやつ作り、所内レク
5月	調理実習 季節行事 所外活動	もちりきな粉、フルーチェ&パフェ ゴールデンウィーク日課(昼食・デザート作り、DVD鑑賞) 昼食・おやつ作り、所内レク、周辺散策
6月	調理実習 所外活動	フルーツポンチ、いちごシェイク 所内レク、おやつ作り
7月	調理実習 季節行事 所外活動	わらび餅、かき氷 七夕会(短冊飾り付け、おやつ作り) 昼食・おやつ作り、所内レク(プール遊び)
8月	調理実習 季節行事	クリームソーダ、アイスパフェ 夏休み日課(縁日遊び、バーベキュー、かき氷)
9月	調理実習 季節行事 所外活動	フルーチェ・団子作り お月見会(読み聞かせ・クイズ・おやつ作り) 昼食・おやつ作り、所内レク(シャボン玉遊び、スライム遊び)
10月	調理実習 所外活動	ホットケーキ、さつまいもケーキ 周辺散策、DVD鑑賞
11月	調理実習 所外活動	かぼちゃタルト 昼食・おやつ作り、所内レク、周辺散策
12月	調理実習 季節行事 所外活動	ゼリー、チョコケーキ クリスマス会(出し物発表・昼食会・プレゼント配布) オードブル・イタリアンなど
1月	調理実習 所外活動	クリームソーダ、ピザトースト 昼食作り、近隣グラウンドで運動、小麦粉粘土遊び
2月	調理実習 季節行事 所外活動	マシュマロ作り、チョコタルト 節分会(豆まき・おやつ作り) 昼食作り、おやつ作り、DVD鑑賞
3月	調理実習 季節行事 所外活動	チョコレートパフェ ひなまつり会(クイズ大会、パンケーキ作り) キーマカレー作り、戸沢の森和みの里公園

※ 毎月課内会議日に、特別学習を実施。その他、防災訓練、自治会活動(なかよし会)を月1回実施。

※ 誕生児がいる月は、誕生会を実施する。

表保-4 年 齢 別 一 時 保 護 状 況 (人)

管 内	男	女	0～5	6～11	12～14	15～	計
中 央	46	49	17	41	20	17	95
都 留	21	22	13	15	7	8	43
合 計	67	71	30	56	27	25	138

表保-5 ケ ー ス 種 別 一 時 保 護 児 童 数 (人)

管 内	養 護		心身 障 害	ぐ 犯	触 法	不登校	性格 行 動	そ の 他	合 計
	虐 待	そ の 他							
中 央	67	10	0	16	0	1	1	0	95
都 留	36	1	0	5	1	0	0	0	43
合 計	103	11	0	21	1	1	1	0	138

表保-6 通 告 経 路 例 一 時 保 護 状 況 (人)

種 別	福 祉 事 務 所	市 町 村	児 童 委 員	女 性 相 談 所	児 童 福 祉 施 設	警 察	学 校 教 育 委 員 会	家 庭	そ の 他	計
中 央	0	9	0	0	1	32	13	28	12	95
都 留	0	10	0	0	3	10	4	11	5	43
合 計	0	19	0	0	4	42	17	39	17	138

表保-7 相 談 種 別 一 時 保 護 延 日 数 (日)

	養 護		心 身 障 害	ぐ 犯	触 法	不登校	性 格 行 動	そ の 他	合 計
	虐 待	そ の 他							
中 央	3,085	246	0	693	0	113	140	0	4,277
都 留	2,967	5	0	380	17	0	0	0	3,369
合 計	6,052	251	0	1,073	17	113	140	0	7,646

表保-8

## 一時保護児童の処遇状況

(人)

種別	施設入所措置	里親委託措置	他の児相移送	家裁送致	帰宅	その他	継続	計
中央	19	1	6	0	51	5	13	95
都留	12	4	6	0	15	0	6	43
合計	31	5	12	0	66	5	19	138

表保-9

## 相談種別一時保護期間

(人)

種別		期間	1～10日	11～30日	31～60日	61～90日	91日以上	計
養護	虐待	中央	13	19	16	7	12	67
		都留	13	5	4	7	7	36
	その他	中央	5	2	1	2		10
		都留	1					1
心身障害		中央						
		都留						
ぐ犯		中央	4	4	3	2	3	16
		都留	1			1	3	5
触法行為		中央						
		都留		1				1
不登校		中央					1	1
		都留						
性格行動		中央					1	1
		都留						
保健・その他		中央						
		都留						
計		中央	22	25	20	11	17	95
		都留	15	6	4	8	10	43
合計			37	31	24	19	27	138

令和4年度相談所別・一時保護・一時保護委託状況

(人)

区分		種別	養護		障害	非行	育成	その他	計
			虐待	その他					
一時保護	中央	実人員	67	10		16	2		95
		延人員	3,085	246		693	253		4,277
	都留	実人員	36	1		6			43
		延人員	2,967	5		397			3,369
	計	実人員	103	11		22	2		138
		延人員	6,052	251		1,090	253		7,646
一時保護委託	中央	実人員	52	7					59
		延人員	1,589	171					1,760
	都留	実人員	25				3		28
		延人員	512				9		521
	計	実人員	77	7			3		87
		延人員	2,101	171			9		2,281

令和4年度相談所別及び年齢区分別・一時保護委託状況

区分		年齢区分(歳)								計	
		0～5		6～11		12～14		15～			
		中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留	中央	都留
一時保護委託	児童養護施設	1	1	7		2	3		1	10	5
	乳児院	6	5							6	5
	児童自立支援施設										
	情緒障害児短期治療施設						3				3
	障害児施設					2				2	
	その他の施設							4		4	
	警察署										
	里親	28	6	1	2					29	8
	その他	6	4			1	2	1	1	8	7
計	41	16	8	2	5	8	5	2	59	28	

令和5年度「業務のあらまし」

(令和4年度事業実績)

山梨県中央児童相談所 甲府市住吉2丁目1-17  
TEL (055)288-1560 FAX (055)288-1574

山梨県都留児童相談所 都留市田原3丁目5-24  
TEL (0554)45-7835 FAX (0554)45-7836